

国土建労第293-1号  
令和2年6月22日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)  
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（令和2年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施しているところですが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、3密回避や「人と人の距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

例年、詳細については、改めて、各建設業者団体を対象とした説明会を実施させて頂いていたところですが、今年度におきましては、今般の情勢も踏まえて別添のとおり書面での周知とさせていただきます。

貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、別添の事項についてご理解とご協力を頂きますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。



# 公共工事設計労務単価の概要

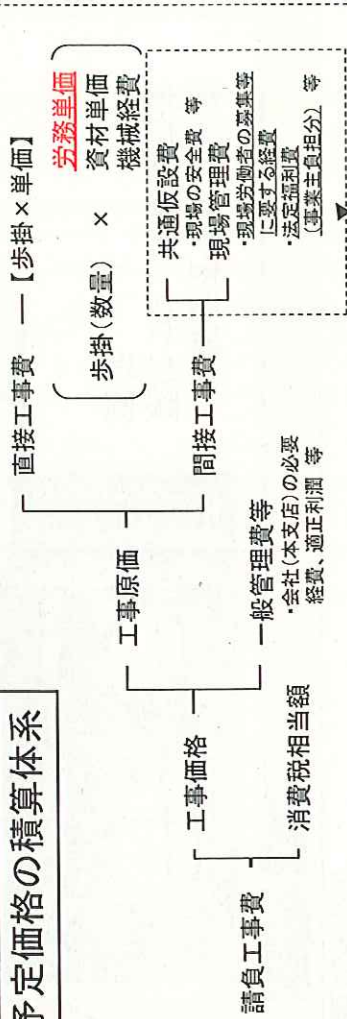
## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約12万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

## ○留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

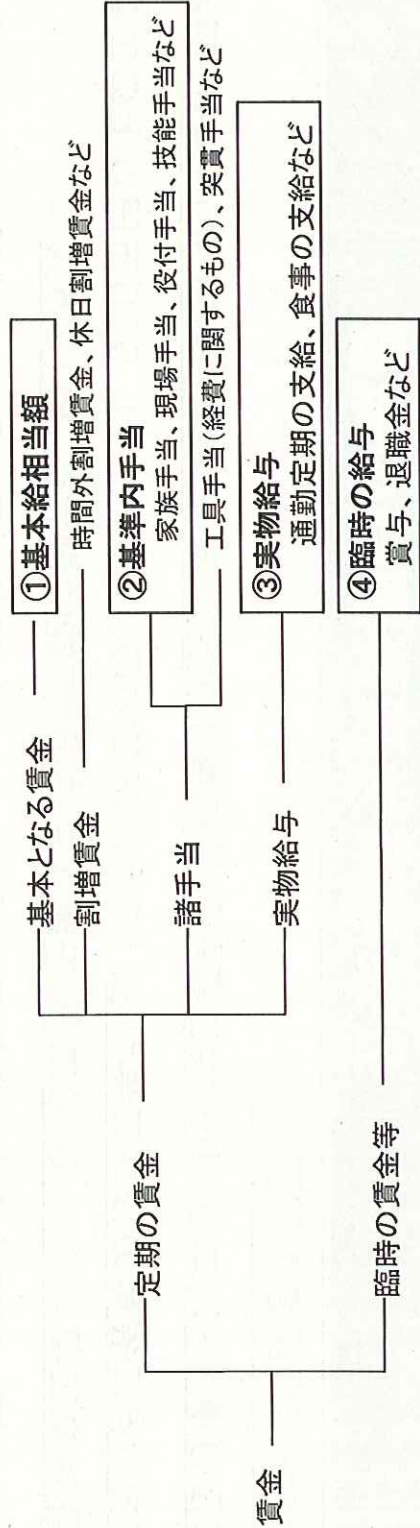
## 予定価格の積算体系



労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費が含まれる

## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)





# 公共事業労務費調査(10月調査)、公共工事設計労務単価の決定の流れ(例年)

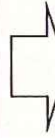
① 調査対象工事の選定、  
調査対象業者への通知(8月)



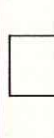
② 現況調査の実施



③ 受注者及び下請会社において  
調査票の記入(9月～10月)



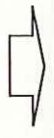
④ 調査票の審査(11月)



⑤ 集計(12月～3月)



⑥ 公共工事設計労務単価の決定・公表  
(1月～3月)



予定価格の積算に使用

○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会  
(地方連絡協議会)において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に  
通知

・全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、  
無作為に約11千件を抽出。

○各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認

○受注者及び下請会社において、工事現場の労働者のうち、積算に使用  
する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入(少数標本

職種は9月分の賃金も対象)

・調査対象者数:約12万人

・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

○地方連絡協議会が設置する調査会場(地方整備局本局、県庁、土木事務所等)  
において、受注者、下請会社が調査票を提出し、発注機関において審査

・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認

・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却

○地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局:国土交通省)  
に審査後の調査データを提出

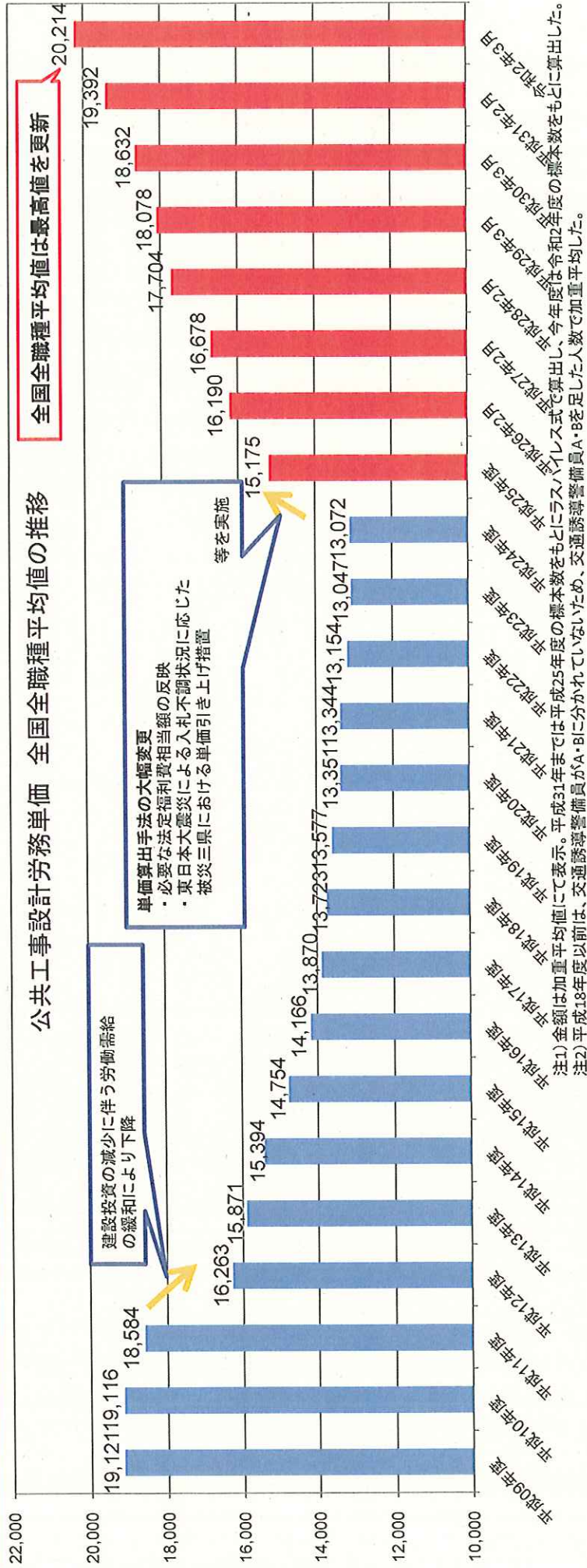
○公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間  
8時間当たり賃金へ換算

○公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の  
決定・公表



# 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台を突破。



○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間で最も小さい数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	H24比
全国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	+68.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。



# 無効標本を有効標本へ【公共事業労務費】参考資料2

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

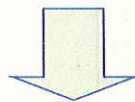
標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## こんな理由で棄却されています!!(主なもの)

就業規則に定める  
所定労働時間が法定の週40時間以内  
であることの確認  
ができない

賃金台帳に賃金の  
受領を証明する押  
印(または本人のサイン)がない  
例)ただし、銀行の振込領収書がある方は除く

調査票への記入事項の根拠となる資料がない  
例)作業日報、出勤簿等、銀行の振込領収書、等



## 棄却されないためには・・・

就業規則<sup>\*</sup>に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにして下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則<sup>\*</sup>や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出て下さい。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにして下さい。

賃金台帳を正しく整備し、押印(または本人のサイン記入)を確実に行って下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。  
([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html))